

徳島県告示第五百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十二月五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
医療法人医正会	阿南市桑野町岡元五番地一	原田医院	阿南市桑野町岡元五番地一	介護予防訪問看護	令和五年十月二十四日	令和五年十月三十一日
医療法人徳島往診クリニック	徳島市八万町新貝五六番地の二八	徳島往診クリニック	徳島市八万町新貝五六番地の二八	同	同 三十一日	同